



に農業者に關する部分は今回『事變下我が國農家の概觀』と題して發表せらるゝに到つた。その内容の大意を紹介すれば以下の如くである。(尙、右調査結果中、耕地、稻作等については農林統計月報昭和十七年八月號「耕地」に於いて發表されてゐる。)

一、新調查方法

從來の農事統計は農家個々について申告調査を行つて得たものではなく、所謂表式調査の域を出ないもので、其の信頼度にも兎角の批評があり、各調査項目も個々遊離して平面的に數へ上げられてゐたものであつたが、今回的基本調査は農林水産業調査規則に依る諸調査の中の基幹を爲すもので、その特徴とするところは、調査客體(農業については農業者)毎個に就き一定の調査票を用ひて全國一齊に申告を徵し、この調査票を作成せしめ、之を道府縣廳を通じて農林省へ送付せしめると云ふ方法を探つてゐる所に在る。

採擇した態度を見ると

第一に、農家の定義を「世帯中、農業を営むものある世帯」とし、農林統計の客體を個人とせずに世帯としてゐる。尤も從來の農事統計も此の點に關しては趣旨に於て何等異なる所はない。たゞ今回の調査に於ては右の農家に加ふるに會社、組合、試験場等に於て農事を行ひ其の生産物を常に販賣に供する如きのものも之を准農家として調查に加へた點が農事統計と異なる。(以下農家及准農家を農業者と呼んでゐる。)

尙、嘗て昭和十二年九月一日に行はれた農家一齊調査の調査結果は『我が國農家の統計的分析』となつて既に公表されてゐるが、今回の夏期基本調査はこの一齊調査の経験に照して多少の變更を加へた所もあり、大體は之に近いものである。(以下記述には右の農家一齊調査との比較對照が多い。)

農家一齊調査は支那事變發生後一年を経過した時の調査であり、其の後今回の夏期基本調査迄三年を経過してゐるが、事變下三年の間に我國の農家が量的質的に如何に變つたかをも、或程度之に依つて窺ふことが出来るわけである。

第四に、兼業農家に付き、農家以外の産業との結びつきや、乃至は賃労働者として如何なる産業に依存するか等の實情を分析してゐる。

第五に、農家の經營規模別經營耕地總面積も、之を更に自小作別に集計するのみならず、規模別農家の專業・兼業別にも分析してをり、更に又、規模別に定雇數、大家畜數、動力耕耘機臺數を集計して經營の内部組織を窺つてゐる。

第六に、專業及び第一種兼業農家を過去一ヶ年の現金收入の多寡により分類してゐる等、極めて精細をつくしたものである。

りはないが、兼業を農業を主とするものと從とするものに分け、また専業及び第一種兼業を農家の業態別（耕種、養蠶、養畜等）に分類してゐる。

一、農業者とは農家及准農家を指し、商業とは世界貿易中農業を營むものある世帯を謂ひ、准農家とは組合、會社、學校、試験場にして農業を営み其の生産物を常に販賣に供するものを謂ふ。

業種	被保險者總數	被保險者百分比	被保險者總數	被保險者百分比
第一種兼業	三三九四、九五	五五・一	三三〇〇、七六	五五・六
第二種兼業	一、一〇六、二六九	一九・九	一、一〇六、二六九	一九・九
第三種兼業	九三一、八一四	一七・〇	一、一〇〇、一〇〇	一七・〇
第四種兼業	九三一、八一四	一七・〇	一、一〇〇、一〇〇	一七・〇
第五種兼業	三三〇〇、九〇一	五九・九	三三〇〇、九〇一	五九・九
第六種兼業	一、一〇六、二六九	一九・九	一、一〇六、二六九	一九・九
第七種兼業	一、一〇六、二六九	一九・九	一、一〇六、二六九	一九・九
第八種兼業	一、一〇六、二六九	一九・九	一、一〇六、二六九	一九・九



第一種	東京	一五八三	一五〇六	△	吉野
大	大阪	三〇六	三〇八三		大西
阪					
區	又、專業店家の少ない「北陸區」「東山區」及び「四國 區」では第一種兼業が壓倒的に多い。				

#### 四、農業業態別農業者

農家の營む農業の種類は耕種、蓄養、畜養の何れか一つを營むもの及び兩者或に三者を組合せて營む者等で、その定義は次の如くなつてゐる。

「耕種」とは作物を耕作して牛糞を撒くも事を耕む。  
室、温床栽培も之に加へられる。

「家鶯とは家を耕すし又は耕すせすして家鶯を飼育して生計を営む事いひ、

畜産の如きに直接付属する事無く、或は別途に耕作地として家畜を飼育せしむる事、家禽（愛玩用鳥獸類を含むまゝ）又は蜜蜂を飼育する事に依り生計を營む事をいふ。

農業業態別農業者

經營する農家は八・七%と比較的に少い。

先づ專業別家につきその業態を見ると、「耕種のみを営むもの」は五一・三%を占め、「耕種と養蠶の兩者を営むもの」二三・五%で之に次ぎ、「耕種と養畜の兩者を営むもの」は一四・九%となつて居り、三者を多角的に

耕種ノミヲ營ム モノノ營業兩 耕種ト營業ノ兩 者ヲ營ムモノ 耕種營業者ノ 三者ヲ營ムモノ	耕種ノミヲ營ム モノノ營業兩 耕種ト營業ノ兩 者ヲ營ムモノ 耕種營業者ノ 三者ヲ營ムモノ	耕種ノミヲ營ム モノノ營業兩 耕種ト營業ノ兩 者ヲ營ムモノ 耕種營業者ノ 三者ヲ營ムモノ	耕種ノミヲ營ム モノノ營業兩 耕種ト營業ノ兩 者ヲ營ムモノ 耕種營業者ノ 三者ヲ營ムモノ
一〇〇	七四	九〇	六三
五五	一二	一五	六六
三一	三三	三一	二二
一〇九	七四	九〇	一〇〇
五〇	一二	一五	六六
三〇七	三三	三一	二二
一〇七	一二	一五	六六
五〇七	三三	三一	二二
三〇七	三三	三一	二二

(從トシテ他ノ産業ヲ替ムモノ)

値を前年と並べて比較して見ると次表の如くである。

たるもの」に於いては、その農業収穫の比率は專業農家のそれと類似してゐるが、「從として他の産業を營む」農家では「耕種のみを營むもの」の比率が著しく低くなつてゐる。従つて耕種と養蠶、養畜の兩者或は三者を營むものの比例が多少高くなつてをり、該兼業農家の經營が多角化してゐる事を示してゐる。

右は本業農家についての比較であるが、「耕種と収穫の兩者を営むもの」のみ大きく減少し、他の業態は何れも増加してゐる。尙、「収穫のみを営むもの」が争  
増してゐるが、之は十三年の一齊調査には「土地を耕  
作せざるもの」は全然調査されて居ないので對し十六  
年調査に於ては之を含めることとなつた爲もあり、こ  
の爲の増加を考慮に入れれば「収穫のみを営むもの」が  
ふえたとは必ずしも斷言出来ない。たゞ「耕種」がふえ  
てゐる。

て「耕種・養蠶」がへつた事だけは結論出来るわけである。

五、自小作別農家及準農家

今回の調査に於ける自小作別集計には特に次の三點に注意せねばならぬ。

第一に從來は自作・自作兼小作・小作の三者に分けてゐたが、今回からは「貸付耕地一町歩以上の土地所有者にして農業を営むもの」の項目を設けてある。(その大部分は地主自作と看做しても大過あるまい。)

蓋し多くの土地を小作させて自らは僅かに數反の耕作しかやらぬ地主兼自作農を五反百姓と同列においては農家の經濟的把握は出來ないといふ趣旨からである。

この範疇に入るのは一町歩以上を貸付け自作する田畠からの生産物を販賣する場合であり、その農業からの現金收入が小作料收入その他に比して第一位にあるものを第一種兼業とし、それが第二位以下ならば第二種兼業となる。

第二には、自作農・小作農・自小作農の區分を明瞭にした點を擧げ得る。即ち

「自作」とは經營耕地の九割以上を自己が所有する農家とし、

「自作兼小作」とはその耕作する耕地の五割以上九割未満を所有する農家とし、「小作兼自作」とはその耕作する耕地の一割以上五割未満を所有する農家とし、

「小作農」とはその耕作する耕地の一割以下を所有する農家としてある。

今回は自小作の範囲が廣くなつてゐるので、之も一

齊調查と比較する事は出来ぬ。例へば從來は小作農家を自己の所有耕地なきものと規定してゐたのであるが、今はその所有が一割以下のものは小作農家となるから、數字の増加をもつて直ちに從來の小作農家がふえたとは云へないことになる。

第三には「土地を耕作せざる農家及准農家」なる項目

を新たに設けた點で、是は家畜・家禽・蜜蜂・家蠶等の飼養又は温室の經營等を業とするもので、土地の耕作をなさざるものであるから所謂自作小作の範疇外に属する。

調査結果の概要は次表の如くであるが、

#### 自小作別農業者數

農 家	農			農業者 数
	専業	兼第一種	兼第二種	
自作	一五〇六戸	二八一戸	四三戸	一六
自作兼小作	二六八七戸	三〇七戸	一七〇戸	四八人
小作兼自作	一〇〇〇戸	一〇〇戸	一〇〇戸	一〇〇戸
小作	一五〇九戸	二七〇戸	二七〇戸	一〇〇戸
農家	一五〇九戸	二七〇戸	二七〇戸	一〇〇戸

ノ 貸付耕地一町歩以上ノ土地所有者ニシテ  
ノ 農業ヲ營ムモノ

自 作	農			農業者 数
	専業	兼第一種	兼第二種	
自作兼小作	五五戸	一三五戸	一三五戸	一三五戸
小作兼自作	五三二戸	一三八戸	一三八戸	一三八戸
小作	五九九戸	一三三戸	一三三戸	一三三戸
	五三三戸	一三五戸	一三五戸	一三五戸
	五八四戸	一三六戸	一三六戸	一三六戸

土地ヲ耕作セ  
所有者ニシテ  
農業ヲ營ムモノ

七、八、〇 戸  
四、三 戸  
一、一 戸

農  
家  
準農  
家

納  
数  
五、四六八戸  
一〇〇 戸  
三、五九戸  
一〇〇 戸

農  
家

自作  
自作兼小作  
小作兼自作  
小作

農  
家  
準農  
家

土地ヲ耕作セ  
所有者ニシテ  
農業ヲ營ムモノ

七、八、〇 戸  
四、三 戸  
一、一 戸

農  
家  
準農  
家

納  
数  
五、四六八戸  
一〇〇 戸  
三、五九戸  
一〇〇 戸

農  
家

自作  
自作兼小作  
小作兼自作  
小作

農  
家  
準農  
家

土地ヲ耕作セ  
所有者ニシテ  
農業ヲ營ムモノ

七、八、〇 戸  
四、三 戸  
一、一 戸

農  
家  
準農  
家

納  
数  
五、四六八戸  
一〇〇 戸  
三、五九戸  
一〇〇 戸

農  
家

自作  
自作兼小作  
小作兼自作  
小作

農  
家  
準農  
家

土地ヲ耕作セ  
所有者ニシテ  
農業ヲ營ムモノ

七、八、〇 戸  
四、三 戸  
一、一 戸

農  
家  
準農  
家

納  
数  
五、四六八戸  
一〇〇 戸  
三、五九戸  
一〇〇 戸

農  
家

自作  
自作兼小作  
小作兼自作  
小作

農  
家  
準農  
家

土地ヲ耕作セ  
所有者ニシテ  
農業ヲ營ムモノ

七、八、〇 戸  
四、三 戸  
一、一 戸

農  
家  
準農  
家

納  
数  
五、四六八戸  
一〇〇 戸  
三、五九戸  
一〇〇 戸

農  
家

自作  
自作兼小作  
小作兼自作  
小作

農  
家  
準農  
家

土地ヲ耕作セ  
所有者ニシテ  
農業ヲ營ムモノ

七、八、〇 戸  
四、三 戸  
一、一 戸

農  
家  
準農  
家

納  
数  
五、四六八戸  
一〇〇 戸  
三、五九戸  
一〇〇 戸

農  
家

自作  
自作兼小作  
小作兼自作  
小作

農  
家  
準農  
家

土地ヲ耕作セ  
所有者ニシテ  
農業ヲ營ムモノ

七、八、〇 戸  
四、三 戸  
一、一 戸

農  
家  
準農  
家

納  
数  
五、四六八戸  
一〇〇 戸  
三、五九戸  
一〇〇 戸

農  
家

自作  
自作兼小作  
小作兼自作  
小作

農  
家  
準農  
家

自作  
自作兼小作  
小作兼自作  
小作

農  
家  
準農  
家

自作  
自作兼小作  
小作兼自作  
小作

鹿兒島(三七・一%)、山口(三七・〇%)、廣島(三六・五%)、德島(三六・三%)、三重(三五・七%)、岩手(三五・五%)、の順となつてをり、地域的には近畿・中國・四國及び九州地區に比較的自作農が多い。反之、關東地區及び東北地區(岩手を除く)に自作農家が少い。即ち東日本では自作農家が少く、西日本に多いといふ。

又、自作農家の少ない府縣は香川（一六・〇%）、山形（一六・四%）、秋田（一六・八%）、宮城（一八・一%）、鳥取（一八・三%）、茨城（一八・九%）、埼玉（一九・四%）、新潟（一九・九%）等である。

但し自作農家の割合を問題にする場合に注意せねばならぬ點は自作農家に二つの範疇を考へねばならぬ事で、即ち一は皇國農村の中核體として維持、創出すべき自作農創設の對象となるべき自作農であり、他は自作農とは云へ名ばかりの零細耕地を手作りするにすぎないものである。次表は自作農家の多き府縣が經營耕

地五反未滿の農家も亦大なる事を示してゐる。

兼業農家が著しく増加の傾向にある事は先に見た通りであるが、今回の調査はその實態を兼業の種類及び程度によつて明らかにしようとしてゐる。その程度については第一種、第二種兼業の區別をつけ、種類としては「農業以外の産業を自営するもの」と「賃労働たるもの」の二つの大範囲に区分される。(註) は兼業の一つの

更に農家の開業の傍らに商業として行ふ商業を見る  
と次表の如くで、

右によると、「木炭製造業」が非常に多い。逆に農業を副業として居る者で「木炭製造業」を中心として居るもののははるかに少い、即ち前者の一九・六萬に對し後者は四・六萬を上回るに過ぎない。農業を副業とする者に於ては商業を主とするものが一三・三萬で最も高く、

漁労業を中心とするものも八・九萬で商業・工業に次いで大となつてゐる。なほ「工業」には農家にして物の製造・加工・淨洗・選別・包裝又は修理を業として營むものを計上し、原料たる農産物、水産物を主として購入して製造又は加工を行ふものを含んでゐる。

「小作料其の他財産收入」の項では農家にして、毎年一定額の小作料又は利子、配當・家賃等の收入をあげてゐるものと計上する。「地主自作」の範疇の農家の大部分はこゝに含まれてゐるわけであるが、第二種兼業が案外に少い。「貸付耕地一町歩以上の土地所有者にして農業を營むもの」は一六・六萬戸であるが、こゝでの合計は一五・六萬戸となり、ほど匹敵した数字となつてゐる。

次に、賃労働に從事する兼業農家を見ると次表の如く、農家一齊調査では一括して雇傭勞働として取扱つてゐたものが十二種に分けられ、實態分析の可能なる統計となつた。

農業日傭・季節傭を兼業として出してゐる農家(世帯)		農業日傭・季節傭を兼業として出してゐる農家(世帯)	
第一種兼業	第二種兼業	第一種兼業	第二種兼業
農家	農家	農家	農家
總數	百分比	總數	百分比
六六三七	一〇·〇%	五三三七	一〇·〇%
農業日傭季節傭	一〇·六	農業日傭季節傭	一〇·六
農業定傭	一八·七	農業定傭	一九·一
林業賃労働	二八·五	林業賃労働	二三·三
漁業賃労働	二六·七	漁業賃労働	二八·二
鐵業賃労働	二四·七	鐵業賃労働	二六·八
大工業賃労働	二六·八	大工業賃労働	二三·一
中小工業賃労働	二三·九	中小工業賃労働	二一·七

一方、規模別に見た農家の雇傭せる常傭は一六萬人となつて居り、大きな開きがあるが、之は農家にして常傭を世帯員中から出してゐても他の兼業(例へば炭焼き)からの收入が多い場合には常傭を兼ねる者に數へられぬ點、及び一世帯から二人以上の常傭を出す場合もありうる點を注意せねばならぬ。

之は兼業の他の種類についても同様に注意を要する點で、その實數から直ちに職工農家が少いとも云へないわけである。

次に工業賃労働を第一種兼業とする所謂職工農家を見る。滿洲事變を契機として飛躍せる我國の工業は、その労働力を主として農村に求め、農村も亦それに應ずる人的餘剰を持つてゐたが、日支事變以降、農村過剩人口の大都市産業への送出にも一應の限界がきた爲、資本(工業)自らの農村への進出といふ形で、農村労働力の利用が行はれつゝあるといへよう。工業の地方分散がそれであり、その周囲の農村は若き青年男女を工場に送り、自らは老幼婦女の手によつて粗放なる農業を僅かに營むといふ現象は各地で見られる處である。かくて工業賃労働を中心又は從事する兼業農家が増加したが、併し如何なる程度で増加しつゝありや

商業賃労働		交通業賃労働		人夫日傭		其ノ他ノ賃労働	
人夫日傭	一五・四	人夫日傭	一五・四	人夫日傭	一七・一	人夫日傭	一五・三
家事労働	三一・六	家事労働	三一・六	家事労働	三一・九	家事労働	三一・六
勞働	一五・六	勞働	一五・六	勞働	一五・六	勞働	一九・二

こゝで大工業とは職工百人以上を使用する工場を云ひ、家内工業的なるものと區別してゐるが、森蠶縣では製絲工場等が大工業の大部分を占める場合もある。

この所謂「職工農家」の府縣別集計は以下の如くで、

#### 賃労働兼業農家中職工農家の占むる割合

第一種兼業  
(賃労働)  
第二種兼業  
(賃労働)

大工業		中小工業		大工業		中小工業	
賃労働	賃労働	賃労働	賃労働	賃労働	賃労働	賃労働	賃労働
百分比	百分比	百分比	百分比	百分比	百分比	百分比	百分比
全國	一三・一	二一・七	一三・五	二一・二	一三・五	二一・二	一三・五
北海道	一九	二・五	三・一	三・七	一・一	一・一	一・一
青森	四・五	四・八	五・九	六・〇	二	二	二
岩手	四・三	五・〇	五・五	七・五	三	三	三
宮城	四・六	三・七	四・一	四・八	四	四	四
福島	四・〇	三・三	四・〇	五・二	五	五	五
山形	四・六	六・三	五・二	五・四	六	六	六
群馬	八・〇	一一・五	八・四	一・一・〇	七	七	七
栃木	八・〇	一一・五	八・四	一・一・〇	六	六	六
茨城	一・三・二	一・一・一	一・一・五	一・一・八	五	五	五
島根	一・三・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	四	四	四
鳥取	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	三	三	三
岡山	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	二	二	二
香川	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
高知	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
愛媛	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
鹿児島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮崎	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
新潟	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
石川	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
富山	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
長野	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岐阜	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
三重	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
愛知	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
静岡	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
神奈川	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
千葉	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
埼玉	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
群馬	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
栃木	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
茨城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
福島	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
山形	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
宮城	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
岩手	一・一・一	一・一・一	一・一・五	一・一・八	一	一	一
青森</td							

45	14	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	23	22	21	20	19	18	福
宮	大	熊	長	佐	福	高	愛	香	德	山	廣	岡	鳥	奈	兵	京	三	井
崎	分	本	野	賀	岡	知	根	山	島	日	島	川	良	和	阪	東	八	福
一四六	一九九	一五七	一三二	一三一	一七五	一五〇	一五〇	一五二	一七二	一六八	一五〇	一五四	一四八	一四八	一五三	一五五	一五九	一五九
四三	一九〇	一六九	一六三	一六一	一七五	一七五	一七一											

「中小工業」では、群馬・埼玉・千葉・神奈川・愛知・岐阜等が首位を占めてゐる點、第一種、第二種兼業共に同結果を見せてゐる。東北は(福島縣を除き)かゝる職工農家が極めて少い。貨労働たる兼業農家に於て最高の比率を占めてゐるのは「人夫日傭」で、こゝに世帯員中、雇傭せらるゝ事業場の一定せざる貨労働者のある世帯が計上されてゐる。即ち土木工事、鐵道の除雪作業等各種の勞働に從事するわけで、兼業の内、農業の日傭たるもののは一四萬に對し、人夫日傭は二四・七萬である。

今回の調査では「職員勤務」なる範疇が新設されたが、こゝには世帯員中、官公署、學校、團體、各種事業體の事務又は技術に給料又は俸給を得て從事するものある世帯が計上されてゐる。こゝに含まれる給仕等は從來「貨労働」に入つてゐたものである。第一種兼業で一四萬、第二種で一二・三萬、合計二六・三萬で兼業總農家數の八・一七%を占む、かなりの數と云はねばならぬ。

### 七、經營耕地面積廣狹別農業者

經營規模の大小によつて區別したところの農家は、我國の農業生産の零細性を示すものであるが、特に今

回の調査では規模別に、專業、兼業農業者數、其の農業者に所屬する自小作別耕地、定期、大家畜、耕耘機數等が集計されて、農業經營の内部構造をうかゞふ事が出来る様になつた。

規模別農家數の全國的集計結果は次表の如くで、

### 經營せる耕地廣狹別構成

(土地を耕作せざる農家を含む)

北海道を除く  
同上各階層によつて  
經營される面積

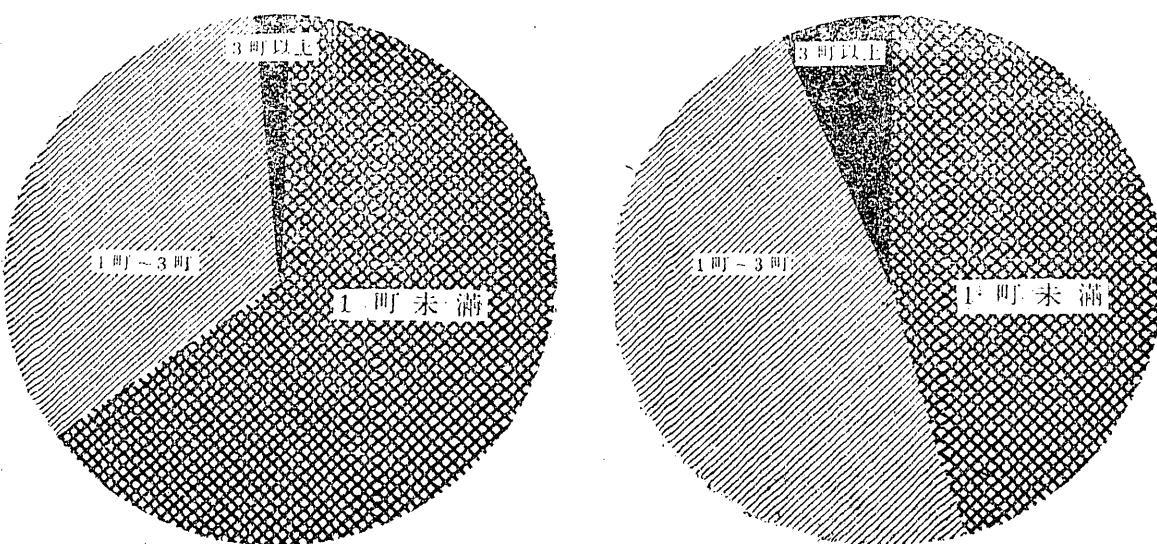
總農家數  
同上各階層によつて  
經營される面積

總數  
同上各階層によつて  
經營される面積

總數	同上各階層によつて 經營される面積	總農家數	同上各階層によつて 經營される面積
一八五、六〇	一〇〇%	一八五、六〇	一〇〇%
九七、四七	一〇〇%	九七、四七	一〇〇%
一〇〇	一〇〇%	一〇〇	一〇〇%
五反未滿	二一	五反未滿	二一
一町未滿	二二	一町未滿	二二
三町未滿	二三	三町未滿	二三
五町未滿	二四	五町未滿	二四
一〇町未滿	二五	一〇町未滿	二五
一〇町以上	二六	一〇町以上	二六

經營せる耕地面積別構成（北海道ヲ除ク）

各階層別農家經營面積



北海道を除いた全国では一町以下の零細農家が總數の六五%を占めるに對し、一町～三町經營は三三%にすぎない、各階層によつて經營される面積を見ると我國農家の零細性が一層はつきりする。即ち、一町以下の農家でいへば六五%の農家が三六%の耕地を耕してゐる事になる。

北海道は三町以上の經營が五六・四%と過半數を占め、耕地の九〇%を耕してゐるわけで特別扱いが必要である。

尚、規模別農家を地域別に比較して見ると次の如くで、

規模別農家の地域的比較

	一町以下	一～三町	三町以上
東北區	四七・二%	四六・八%	六・〇%
關東區	五六・四%	四一・四%	二・二%
近畿區	七七・六%	二三・二%	〇・一%
九州區	六六・七%	三三・一%	一・二%
全國（北海道を除く）	六五・一%	三三・三%	一・六%

中核的經營と目される一～三町農家は東北では三町未満農家とほど同数を占めてゐる。關東區、九州區の順で次第に一町以下の零細經營が多くなり、近畿では七八%と壓倒的な率となつてゐる。北海道を除いた全國の平均はほど九州と同率である。

更に、規模別農家の増加を見る爲に、「土地を耕作せざる農家」を除外して昭和十三年一齊調査と、比較して見ると次の如くで、

規模別農家の増減

年	農家調査	昭和十六年新統計	増減割合	
			(△は減)	(▲は増)
1931	1,693,350戸	1,631,350戸	-4.3%	+3.8%
1936	1,631,350戸	1,611,350戸	-1.2%	+1.2%
1941	1,611,350戸	1,581,350戸	-1.8%	+2.0%
1946	1,581,350戸	1,551,350戸	-2.0%	+2.0%
1951	1,551,350戸	1,521,350戸	-2.0%	+2.0%

尚、地域別に増減の割合を見ると、五段未満では北海道が一五・四%の減少を示し、東北區一二・九%、北陸區六・一%、東山區四・四%の減少が之に次いでゐる。東北・北海道の減少が著しく西日本では逆に若干増加

(四國區を除き)してゐる。

五段一町では九州區の増加が目立つて居り、北海道・東北區はこゝで多少減じてゐる。

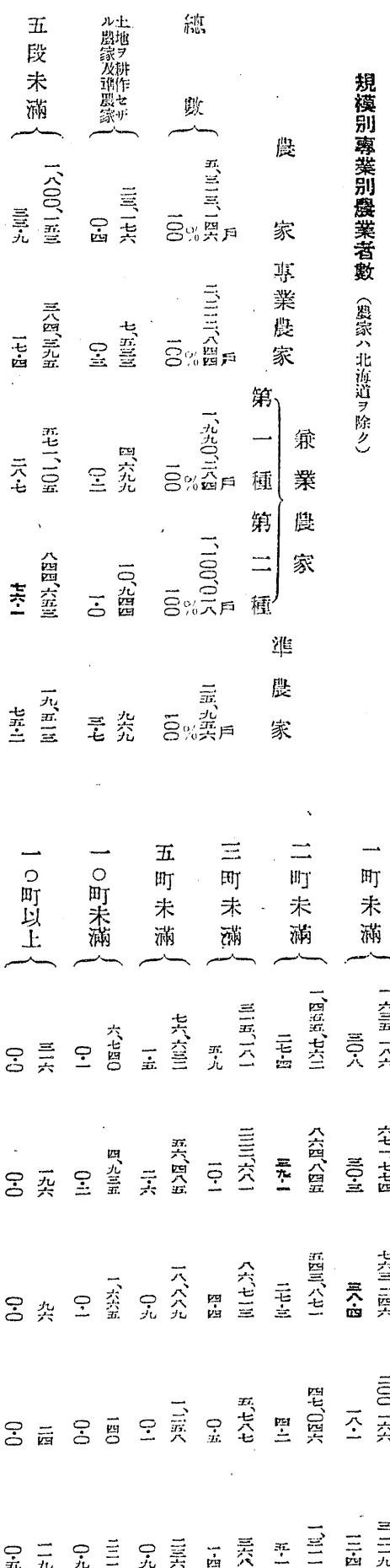
一町一二町では東北・東山・四國區が増加し、近畿・中國・九州が減少してゐる。

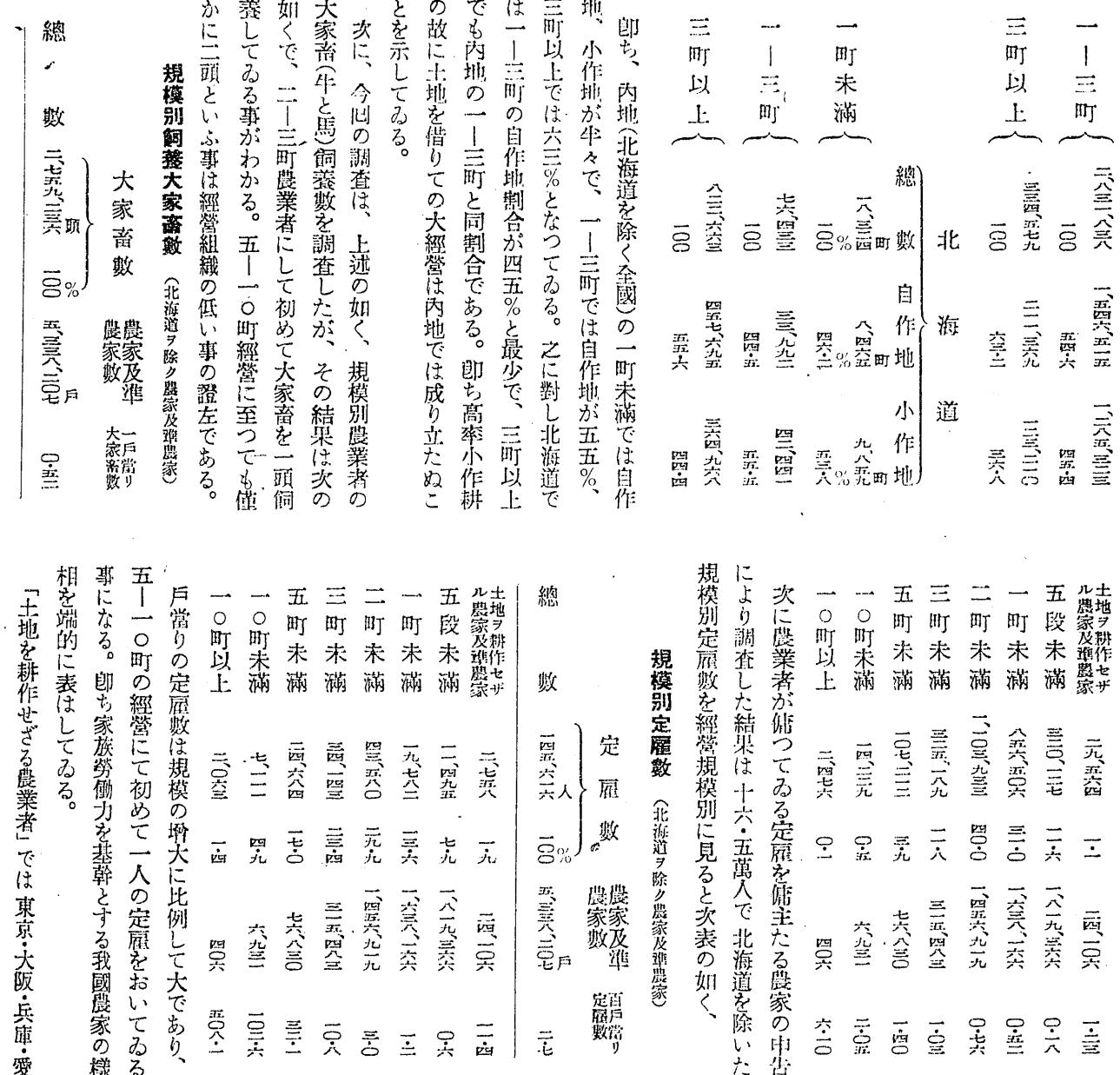
二町一三町では近畿區のみ減少してゐる。

三町一五町では東海區・關東區・北陸區の増加が目立つてゐる。北海道は五反未満及び三町以上の經營が減少して居り、こゝでは全國的に見られる傾向が一層強く表現されてゐる様に思はれる。

五町以上の經營は壓倒的に北海道がしめてゐるのであるが可成りの減少となつてゐる。實數は僅かではあるが可成りの減少となつてゐる。實數は僅かではある。

規模別專業別農業者數 (農家ハ北海道ヲ除ク)





即ち内地（北海道を除く全國）の一町未満では自作地、小作地が半々で、一・一三町では自作地が五五%、三町以上では六三%となつてゐる。之に對し北海道では一・一三町の自作地割合が四五%と最少で、三町以上でも内地の一・一三町と同割合である。即ち高率小作耕の故に土地を借りての大經營は内地では成り立たぬことを示してゐる。

	總 數	定 雇 數	農 家 及 準 農 戶 當 年 定 雇 數 率
土地ヲ耕作セサ ル農家及準農家			
五段未満	一四五、六一六	二七五六人	一〇〇%
一町未満	一四九五	一八九三人	一〇六
二町未満	一九、七六二	二六六人	一二三
三町未満	二五、五〇	三五九人	一三〇
五町未満	一七〇	一六六三〇人	一一一
一〇町未満	一七一	一九九人	一〇六
一〇町以上	一四	一〇六人	五〇六一

戸當りの定雇數は規模の増大に比例して大であり、五十一〇町の經營にて初めて一人の定雇をおいてゐる事になる。即ち家族勞働力を基幹とする我國農家の様相を端的に表はしてゐる。

定雇分布の比較		市近郊の乳牛、養鶏等の特殊的經營が存する爲であらう。	
東	北 區	五段一二町	二町一五町
關	東 區	三一・四%	五三・三%
近	畿 區	四三・六%	三九・八%
九	州 區	五九・八%	一五・七%
		五二・六%	三一・五%
東北區平均では二一五町經營が定雇の過半數を占めるに對し、近畿區では五段一一町が六〇%をもつ。九州區では五段一一町が五三%をもつ點では近畿型であるが、二一五町も三二%を持ち、近畿の五段未満が多いのとコントラストをなす。關東區は東北・近畿の中庸をえてゐる。		尙、北海道では三町以上の經營が多いので、定雇もそこでは七四%を上じてゐる。尙十町以上の經營でも三・三戸に僅か一人の定雇を置いてゐるに過ぎない點は、内地のそれが五人をもつとのと非常な相異がある。之は十町以上の農家といつても内地と北海道とは全く質的に異なる爲であらう。内地ではかかる經營の大部分は東北にあるが、何れも地主手作的なものと云へよう。從つて多くの定雇を必要とするのであるが、北海道ではかかる經營には畑作の粗放經營が多く、農繁期に季節傭をおく程度で主として自家労力によるから、大經營でも三・三戸に一人の定雇といふ結果となつたものと考へられる。	

最後に、農業者が所有する自動耕耘機臺數を規模別により調査した結果は次の如くであるが、こゝに自動耕耘機とは小型の揮發油機関、重油機関等を機體上に搭載し之に依つて運轉せらるゝ耕耘機のことといふ。

規模別所有動力耕耘機臺數

(北海道ヲ除ク農家及準農家)

總數	耕耘機數
七千六百四十一臺	農家及準農家數
一〇〇%	耕種機數
五、三八、二〇七戶	百戶當り耕種機數
〇·五	

## 過去一ヶ年の現金収入の多寡 より見る農家

貨幣經濟の農村への侵入は農産物の商品化を必然的ならしめてゐるが、今回の調査は如何なる作目の収入に、どれだけの農家が第一に或は第二に依存してゐるかを分明にしてゐる。現金収入源からみるのであるから作目の商品化率の問題にも素材を提供してゐる。

現金收入源泉として三十二種目をあげてゐるが、ここで現金收入とは當該農家が自己の生産物を販賣に供して得たる收入を謂ひ、委託販賣に付して未だ精算されぬものは假渡金を以て收入と見做してゐる。また農家が收穫物に加工して販賣する場合（大根を澤庵漬にするが如き）には其の加工品の販賣收入を以て當該作物收入として取扱つてゐる。この三十二種目以外のものを收入源とするものは計上してゐない。

その集計結果の一部を掲ぐれば次表の如くで、

尙、府縣別の分布を見ると次の如く、岡山・福岡縣のみが農業者千戸當り一三一一臺を持ち、その他の縣は一一三臺程度にすぎない。耕耘機はいまだ特殊地域に分布してゐるにすぎず、日支事變以降の急激なる増加も最近は資材關係の爲、停滞してゐることは農業生産力の發展の爲に遺憾といはねばならぬ。

耕耘機の普及せる府縣曠位

農家及準農家數千に付

新 福 岡  
瀬 岡 山  
一、六〇九  
四六五

專業農家		第一種兼業農家	
收入源泉	該當戶數	收入源泉	該當戶數
養 畜	一 三 四	該當戶數 總數 戶 % 對	該當戶數 總數 戶 % 對
玄米 收入	二 一 七 九 四	六 五	八 七 八 三
蠶	一 四 八	一 四 八	一 六 九
	三 三 一 八 四		

唯一又は第一の主要現金收入源

專業農家においては玄米收入が第一位で、專業農家

總數に對し、四八・五%とほとんど半分を占めてゐる。

養蠶は之に次ぎ一五%，麥は一〇%となつてゐる。煙

草が第五位を占めてゐるのは完全なる商品化作物の爲

であり、柑橘・茶・大根・蘿等の商業的作目が上位を占

めてゐる。

次に第一種兼業農家に於いても第五位迄は專業と同

一作目となつてゐる。

玄米・養蠶・麥・甘藷・馬鈴薯・煙草の主作目を唯

一又は第一の現金收入源としてゐるものは、專業では

八〇%，第一種兼業では七五%といふ事になり、殘

りの一五一一〇%を多數の他の作目が占めてゐるので

ある。

養牛、藥品及麥稻販賣、茶園では第一種兼業農家

の方が率が高く、甘蔗では專業の方が高いのが自立

つ。

尙、工藝作物及果樹では之を唯一又は第一の現金收

入とした農家の方が第二の收入としたものより大とな

つてゐる。之はかかる特種な商業的作目を本業とする

農家がかなりある事を物語るものであり、農業に於て

も相當の分化が進んでゐる事を示す。

蔬菜ではそれを第二の收入とした農家の方が多い。

大都市近郊に於ては蔬菜を第一の收入とする近郊農家

が相當數にのぼるのであるが、蔬菜一般を取上げれば  
やはり如上の傾向にある。

以上を總括すれば次の如くである。

(一) 世帶員中、農業を營むものある世帶を農家と

定義したのであるが、それに依ると總農家數は

五、四九八、八二六戸で、その内「土地を耕作せざ

るもの」は二三、五〇六戸である。之を除いて昭和

## 九、養鶏農業者

養鶏農業者は全國で一八七・七萬である。農家三戸

當一戸が鶏を飼つてゐる事になる。まづ飼養羽數によ

り六階層に分け、全國の總數を見ると次の如くで、

## 規模別養鶏農業者數

總 數	農 家		準農 家	
	一、八七六、九九 戸	100%	六、三三 戸	100%
九羽以下	一、四五六、九四	七六	五、三七	六、一三
二羽以上	六、三七五	一五三	一、五七	一五八
元羽以下	四、五五四	二六	三七	四六
三羽以上	三、七三三	二一	三〇	三七
四羽以上	三、五九五	二一	三〇	三五
五羽以上	六、八一	〇四	八九	一〇・一
六羽以上	二〇〇羽以上			
七羽以上	四九羽以上			
八羽以上	三〇〇羽以上			
九羽以上	九羽以下			

但し定義の變更に注意を要する。農家について割合をみると專業が四一・九%、第一種兼業が三七・一%、第二種兼業が二一・一%である。

(二) 專業兼業別に見ると、第一種兼業農家が増加し、專業及び第二種兼業農家が減少の傾向にある。

先づ「農業以外の産業を兼ねるもの」の第一種兼業では「木炭製造業」が二一・一%で壓倒的に多く、「商業」一四・三%、「小作料その他財産收入」一・八%、「工業」一一・四%の順となつて居り、第二種兼業では「商業」の二六・六%が最大で、續いては「工業」の一八・一%、「漁撈業」の一七・八%となつてゐる。

次に「貨勞働たるもの」の第一種兼業では「工業貨勞働」の二三・八%が首位で、「人夫日傭」一七・一%、「農業貨勞働」一二・四%、「林業貨勞働」一二・二%が之に續いて多い。

第二種兼業では「工業貨勞働」二三・七%の首位、「人夫日傭」一五・二%の第二位は第一種兼業と變らないが「林業貨勞働」九・九%と「農業貨勞働」八・六%が僅かの差で逆になつてゐる。

(四) 業態別に農業者を見ると、農家では「耕種の

十三年の農家一齊調査と比較するに三三、六九九戸の増加となつてゐるが、調査技術其の他の關係を考慮に入れた場合、我國の農家はこの三年間總體としては停滯状態にあつたと云へよう。

(二) 專業兼業別に見ると、第一種兼業農家が増加

し、專業及び第二種兼業農家が減少の傾向にある。

み」を營むものが五一・三%と過半数を占め、「耕種と養鶏」を兼ねるものも二三・五%と多く、續いては「耕種と養畜」の一四・九%で、「耕種・養鶏・養畜」の三者を營むものは僅か八・七%に過ぎない。

動態的に見れば、「耕種のみ」がふえ「耕種・養鶏」は可成りの減少となつてゐる。

(五) 自小作別に農業者を見ると、「自作」二八・一%、「自作兼小作」一〇・七%、「小作兼自作」二〇・〇%、「小作」二七・七%及び今回新たに調査した「貸付耕地一町歩以上を所有する農家」が一六・六萬戸(農家の二・〇%)である。

專業では自作及び自作兼小作の割合高く第二種

兼業では小作の割合が高く(三八・四%)なつてゐる。又、東日本では自作農少く、西日本に多いといふ事、及び自作農多き府縣は零細農家も多いといふ事が見られた。

(六) 規模別に見ると、中核的經營といはれる一―三町經營は專業農家の四九・一%を占むるに對し、

第一種兼業農家では三一・七%に過ぎない。

動態的に見れば、五段一町經營及び二三町經營の増加と五町以上の大經營及び五反未満が減少してゐる。即ち一三町の中核的經營への集中が見られるのである。

北海道を除いた府縣では經營耕地中自作地の占める割合は小作地よりも大きくなるに過ぎない。

大家畜は九州及び中國に多く飼はれてゐるが、全國的にいへば二三町經營で初めて大家畜一頭を飼つてゐるに過ぎない。

農業定雇は一六・五萬人で東北・關東に比較的多く、近畿・中國は少い。平均的には五一・〇町經營で初めて一人の定雇をおいてゐるといふ事になる。

自動耕耘機は全國で約八、〇〇〇臺あるが、岡山・福岡に集中的に普及してゐるに過ぎない。

(七) 最後に現金收入の多寡より農家を見る。

先づ本業農家について、唯一又は第一の現金收入源作目は玄米が第一位で本業農家の四五・〇%が之に依存し、養鶏を第一收入源とするもの

一五・八%、續いて麥の一〇・三%、甘藷・馬鈴薯の四・三%、煙草の一・六%となつてゐる。以上の五作目を第一收入源とするものは本業農家の七八%で、大部分は之等の作目に集中してゐるが、一方、數こそ少いが各種の作目を夫々第一收入源とするものがある。

次に第一の現金收入源作目について見るに、麥の二六・六%が首位で、玄米の一三・四%、養鶏の一〇・四%、甘藷・馬鈴薯の六・一%、蔬菜工品・麥稈眞田の四・四%が之に次いでゐる。以上の五作目を第二收入源とするものは本業農家の六〇・九%で、

第二收入源は一層分化してゐる事を示す。

工藝作物及び果樹では第一收入源農家の割合

(九・三%)が第二收入源農家の割合(七・四%)より大で、該部門の分化が進んでゐる事、換言すればそれで飯を食ふ農家が可成りある事を語つてゐる。

る。

蔬菜及び畜産では第二收入源農家の割合(三・〇%)が第一收入源農家の割合(一・七%)より大で、該部門が一般的に云へば副業的に營まれてゐる事を示してゐる。

(八) 以上は一般農家に就いての概観であるが、最後に養鶏農業者についてみると、

先づ農家のうち、鶏を飼つてゐるものは三戸に一戸の割合である。而して養鶏農家の九三・〇%は三十羽以下の小飼農家であるが、一方一〇羽以上飼養農家(四・七萬戸)は第一現金收入の側から見て、主として養鶏に依存してゐる經營と云へるであらう。

又養鶏業に於いても種鶏、孵卵・採肉の分化が行はれて居り、而も愛知・兵庫・奈良等に集中してゐる事が注目せられる。

(備考) 本項所載の統計文字には厚生省研究所人口民族部に於いて再算の結果訂正せるものが多い。